天保の改革令と藝**人**彈壓

來すべき出來どとが到來した。それは何かといふと有名な天保十三年の大改革である。 中の人氣も高まり、立派な成長を續けつゝあつたが、 多くの操り座を眼下に見て、ずんずんと深い地盤の上に根を据ゑて行く文樂座は、 それも四五年のことで、こゝに一頓挫を 日毎 硬骨水 に市

はその五月の禁令、即ち社寺境内に於ける芝居與行罷り成らぬ、の部に入つて、せつかく築き 令は同年四月五月七月の三度に涉つて、それはそれは嚴酷苛察を極めたものであつた。文樂座 野越前守は、歌舞伎芝居、操り芝居、俳優、太夫、人形遣ひ、三昧線彈き、囃子方、ありとあ らゆる藝人社會へ對して、風紀振蕭の名の下に一大鐵槌を加へたのである。その改革令或は禁 盤 も物かは、 直ちに櫓幕を卷いて稻荷の境内から退散し、其後は餘儀なく市之側や若

これと同じ厄難に遇

太夫の芝居その他を一時借りして轉々として彷徨するより他はなかつた。

つたの が 御靈社内の芝居だから、大阪中でのこるところ、道頓堀では竹田と若太夫、 北堀江

筋の禁令といふものは、 た影響について見ると、 の狀は後に述べる)。 天 滿大工町荒木、北の新地、と都合五ヶ所だけになつてしまつたのである。 以上は操り座として直接蒙つた影響であるが、これを藝人社會に及ぼ それはそれは實に慘澹たる光景である。、もとより藝人社會へ對 河原乞食と卑しめられながら王侯の贅を盡してゐる元祿頃 の役 (文樂轉々 する其 者 達に

屢 がつゞけられてゐたものだが、 々下つてゐたが、 多くは表 面的のもので、その實役人の目の光らぬ處では公然 今度のはなかなかそんな手温いものではなく、 平生の の 秘 密 私 生 で 犯則 活に

大西の芝居だけが獨り開演中であつたので、 急に道具を變へる衣裳を改めるの大混雑、木綿物に摺箔、 此興行終るまでと歎願したがそれも許されないの 染込などをしてやつと禁令

華美

の物を用ふるを許されない、

といふことになり、

ちやうど其時大阪では道頓堀三座の内、

歌舞伎芝居の衣裳道具其他

一切

まで立ち入つて嚴重を極

めたも

のである。

四月の改革令では、

旨に合はしたなどといふ例がある。また七月十五日附で出た禁令は更に苛酷で、

を禁じ、役者は寒暑ともに徃來するには必ず編笠を被らしめ、一枚草履を穿つべし、 夫役者等諸藝人は、芝居以外に於ては、平日吉凶ともに裃袴を着用し、 **雪駄高下駄を穿つこと** 淨瑠璃太

夫の く婦 入つた大問題がある。 追放といふ大災厄に遇つたのも此時である。道頓堀其他三ヶ所に居宅を構へ、米一石一 見窶らしさ。 果ての裏木戸に、 …………これではまるで犬猫に劣つた扱ひだ、けれども何と云つても幕府の禁令だ致し方がな い。哀れや昨日まで、錦や緞子に包まれて駕を飛ばした立役者も、滿都の子女を惱殺して芝居 を戒むることだから或は當然だとも云ひ得られる。だがこゝにもう一つ個人の生存權にまで立 ふ時の相場に年費三千兩といふ豪奢な生活をした梅玉中村歌右衞門が糺明され、その 肩衣は麻裃に限り、 人に媚 び男娼 隨分亂暴な話 東都の 我童等續々と譴責やその他の處分を受けてゐる。それ等はなほ觀方によれ 振袖野郎帽子の艶色を見せた女形も、今日からは尻切れ草履に冬編笠といふ 同 市川 様の振舞ひ嚴重に慎しむべし、 即ちこれ等の藝人達が、 又人形遣ひ近來身分を忘れ、 海老藏が、舞臺に真物の具足を用ひ、高價な印籠を用ひた爲めに江戸 だ、 田畑土地家屋すべてを所有することを許されないのである。 土地や家屋を所有することが出來ないと云ふ禁 その他町人同様の生活をなすべからず。 出遺ひに白粉を面てに塗り俳優等と同じ 他中村富 兩とい ば奢侈

Mi

かうなると殆ど

人權問題だ、けれども當時の習慣としてやはり泣く子と地頭には勝たれぬといふ諺どほり、盲

も彼等の住居は道頓堀

圓を限つて、

其他の土地に住居することを許さない、

ずとして、反抗の氣勢を上げた快男子がある。そもそもそれは誰れなのだらう。 技倆は云はずもあれ、近松狂言堂と合作で『淨瑠璃大系圖』三卷を著はしてゐるほどの斯道 といふ利かぬ氣の男である。初代彌太夫の門人で當時淨瑠璃界の錚々たる立物の一人、 してゐた封建制度のかうした唯中に、たつた一人、ホンの唯一人、 通稱百貫の安兵衞、といふと如何にも町奴か顔役のやうに聞えるが、實は三代目竹本筆太夫 おさへつける者も、 おさへつけられる者も、これが當然だと云つたやうに、たゞ成行にまか 非違非法なる此命令に慊ら 舞臺

從するより他に手段は無かつた。

122

は知らずに筆太夫は、その頃伊勢古市の近邊を巡業して歩いてゐたが、妻危篤の報知にも、 考證學者で、相當の見識をもつた人物であつた。己が頭上にこんな馬鹿げた禁令が出てゐると か 年寄(嶋之内岩田町今の東清水町)綿屋平三郎方へ駈けつけた。そこで主人の平三郎に會つて、 ので、 道大事と歸らうともしなかつたところへ、今度の禁令について大阪の仲間からの急報に接した | 今度諸藝人達が家屋田畑を所有することが出來ないといふお布令が出たらしい、實は私は コレハ斯道の一大事と急遽歸宅、匆々旅装をも解かず其まくの姿で、とりあへず町内の

でその禁令を受けるといふのはどうも可笑しい。これは必つと何かの間違ひではないでせうか、 旅へ出てゐて今歸つたばかり、その事實は知らないが、外の藝人達はいざ知らず、我々太夫ま

* 畏くも禁裏から許されて官名を受領する程のもので、以前から家屋田畑を所有してゐる者は可 現に先年(天保二年二月)安治川の新山御再興の時、中村梅玉が御冥加金を願ふたが却下され も御存じの事と思ふ、いつたい我々琤瑠蜙太夫は昔から武士同然の扱ひを受けてゐるばかりか、 て、我々太夫等一統から御願ひしたのは早逑に聞きずみとなり、銀十枚納めたことは、あなた なり多い。或は此禁令を傳達するものが解釋を間違へてゐるのかも解らないが、とりあへず一

ぼんやりと突つ込んで出た。平三郎は、

今度の禁令は、

なかなかそんな手緩いのではないから、元より間違ひなどのあらう筈がな

度上へお何ひ下さい』

つたが、 S 默つて辛抱して置いては何うか』と云つた風に筆太夫をなだめてかくらうとする容子であ 筆太夫は何うも太夫といふ位置のものがさうまで虐待を受ける譯が無いとい ふ肚であ

根 つたから、なかなか屈服しない。その日いけねば翌日、翌日いけねばまたその翌日といふ風に (氣强く戰つた。彼は飽くまで太夫の權威といふものを維持したかつたのである。筆太夫が誠

意をもつてする猛烈熱心な運動には追がの平三郎も遂にこれを總年寄まで達せざるを得な

太夫役者その他芝居關係者のこらず出頭すべしといふ達しがあつた。一同は今日の宣告が果し 總年寄はやがて奉行へ是れを進達した。日ならず七月二十五日、西町奉行阿部遠江守から、

124

てどんなものかとの戰々兢々として罷り出た。阿部遠江守は一同へかう言ひ渡した。 、歌舞伎役者の者は道頓堀八「町の内住居に限り人形遺ひ同様の事、浄瑠璃語りの太夫の

筆太夫の意志は見事に貫徹したのである、 これが爲めに生涯世の中から葬り去られようとし

儀はこれ迄通り家屋敷田地田畑等買求め候共差構へ無之事。

た淨瑠璃太夫の懽威は完全に支へられたのである、實に斯界にとつての大きな効績をのこした

のであつた。

てゐる、其下書きの筆太夫自筆のものを私の家に傳へてゐる、これは好箇の資料であるからこ

なほ筆太夫は古來から此事件當時までの淨瑠璃關係者の所有屋敷の覺え書を奉行所へ提出し

とへ略記して置く。

太夫三昧線家持之衆中覺

日本橋南詰坂町行當り (日本橋筋一丁目)

本 筑 後

竹

掾

堺筋周防町 同 嶋之內周防町御堂筋西入 嶋之內淸水町疊屋町西入 同上長者町松屋町下ル 梶木町淀屋橋筋 同 道頓堀太左衞門橋北詰 心齋橋筋大 丸南の町 立資堀北通一 西京猪熊佛光寺上ル町 北堀江下通四丁 嶋之內淸水町筋三休橋西入 鹽町通佐野屋橋東入 所 八幡筋心齋橋西入 南へ入 (筑後據と合壁) 丁目 İ (槌橋筋西入) (阿彌陀池南筋角) (周防町南入) (濱より少し北) 三代目 二代目 二代目 豐 竹 豐 竹 豐 竹 竹 竹 本 本 竹 本 本 竹 竹 本 竹 本 竹 越 田 筑 內 染 此 此 政 前 大 嶋 前 匠 實 太 兵 太 太 太 太 太 和 出 太 太 夫 治 夫 夫 夫 夫 夫 夫 夫

こある。そして奉行所に於て當時の藝人達がどういふ風にこれ。そして権行所に於て當時の藝人達がどういふ風に	である。さうして他の諸藝人に比して特殊の見解を以て迎へられてゐたじて幸ひとなつた形で、これが爲めに却つて傳統的に享有してゐる太夫	天保の大改革は斯くの如く諸藝人には恐ろしい爆彈投下であつたが、	天保十三年壬寅八月	右爲後日之書印者置也	天王寺村河堀口宮町	北新地三丁目	嶋之內御堂筋鰻谷角	鹽町通心齊橋筋西入南側	嶋之內 岩田町	西京三條橋東松の木町(大菱屋)	嶋之內淸水町三休橋筋西入北側	北新地二丁目
			本筆太		三代目	五代目		五代目	三代目	三代目		初代
扱はれたかといてみたこともは	太夫の特		夫		竹	豐	竹	竹	竹	竹	竹	竹
かとも	の權威が確立したわけ	太夫側にとつては禍變			本長	竹	本	本	本	本	本播	本
ふのき	確立	ととつ			門	此	住	政	筆	綱	磨	彌
	した	ては		•	太	太	太	太	太	太	大	太
太美夫	なわけ け	灣			夫	夫	夫	夫	夫	夫	掾	夫

人格的であつたか、百姓下賤の出身たる義太夫でさへも、殆どその生涯は武士に等しい嚴格な から泰平なものだ。 らゐである、 何に掟とは云ひながら、 と呼び上げるのに反して、役者達の方へは『中村歌右衞門外何匹』と呼び捨てたのである。 らもう一つ甚しい差別は、太夫や役者を呼び立てるのに、太夫の方へは『竹本筆太夫外何人』 は緣側の板間に與力同心に次いで着座し、役者その他はすべて白洲の砂上に下座した。それか 禁裏の一方ならぬ御愛寵と庇護とに因るのだと云つてよい。從つて古來太夫そのものが如何に 太夫に限つてかういふ優越權が與へられてあるのか、これはなかなか一朝一夕のことではなく、 ければこの運 の事件にしても筆太夫の熱誠がよく効を奏したのは勿論だが、 る節制をもつて斯道を大成せしめてゐる。 ろな原因理由もあるが、特に上方に於て太夫達の位置が優遇されてゐるのは、ひとへに 而かも事實だから仕方がない。 動がかう見事に勝を制する筈がない。然らば古來何が故に同じ藝人でありながら、 何匹といふ藝人達と何人と云はれる太夫とは殆ど同日の談ではない。今度 畜類同然に何匹とは殆んど日本の國に有つた出來事とは思はれ 勿論誰一人異議を稱へるものなどはなかつたのだ 元來太夫優勢の傳統的實績が ない

無

如 <

慶長元和の大阪陣が終つた後のこと、からいふ大戦亂後の常として、 大阪市中には大阪陣の

残黛や澤山な浪人共が、白晝横行濶步して、掠奪を恣にし、斬取り强盗の類は隨時隨所に起り、

うとした。その一つの方法は、當時大阪城要害の爲めに十七ヶ所に設けられた外廓の櫓がある、 所詮は糊口に窮しての結果に働く悪事なのだから、 まつたが、さて一旦平和に歸した以上、彼等を悉く罪科に處するも策の得たるものではない、 いかに良民が困窮したかわからない。幕府の當局もこの取締りには遉がに手を燒いて困つてし いふ解釋のもとに一種の社會政策をとることになり、彼等を召喚說諭して、 **寧ろ彼等を救濟するに如くはないと、かう** 自活の途を與へよ

盗や追剝を働いてゐるわけではないのだから、結局先づ救はれる方へ從ふのが人情、やがて其 こゝの番人として彼等残黨や浪人共を收容することを案出したのである。彼等とても好んで强 の方へ多くの人數の片がついた。 處が彼等とても毎日無爲に日を送つてゐる譯には行 かない、

に見せる程度のもので云はゞ大道藝に過ぎないのである、勿論これは聞屆けられた。そこでそ 多少なりとも生活の糧を補はねばならぬといふ考へを起した、そこで人形操りの興行をするこ とを願ひ出た。もとより興行といふほどの大袈裟なものでなく、櫓のあたりを通りかゝる人々

ころから、今度は又滑瑠璃太夫を呼び迎へて操り芝居をしたいと届け出たがこれも許され、有 の頃流行 の西の宮の傀儡師を呼んで人形操りの練習を始めたが、これだけではものにならぬと

めてゐたといふ、史的資料の一つとして附記したわけである。 級に置かれてあつたことを知ることが出來る。淨瑠璃道に今も殘る『櫓下』の名稱は即ちこゝ 衞門の櫓下が威張つた地位に置かれたかいわかる。からいふところにも太夫が武士と同然の階 据る人は官許の附人であつて、一介の襲人ではないと云ふ懽式を持たせた譯で、いかに次郎右 が出來ることになつたのである。これで浪人共もやうやう完全な生業を得たことになる。而し 所の櫓下輿行を統宰させた。そこで各々の櫓の下の通路を假の舞臺として、操り淨瑠璃の興行 名な薩摩次郎右衞門(後に江戸へ出た淨雲)に命じて同人を總附人といふことにして、十七ケ に由來するのだが、後代義太夫の意圖によつて、始めて名實共に備はつた權威ある『櫓下』が てその櫓下には『總附人薩摩次郎右衞門』の名を記した額を上げることになつた。卽ち櫓下に i定されたわけなのである。この一例は太夫が他の藝人と異つた優越な社會的位置を夙くに占